

## 綾瀬市美化運動推進功労者表彰要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、綾瀬市美化運動推進協議会規約第7条に定める美化運動推進功労者表彰に関し、必要な事項を定めるものである。

### (趣旨)

第2条 地域又は職域にある各種団体あるいは個人が、自らの意思によって綾瀬市内で環境美化にかかわる活動を継続して実践し、他の模範とするに値する者を表彰し、その業績を顕彰することによって美化運動が日常的、継続的に全市に展開されることを期待するものである。

### (功労の対象)

第3条 市内における清掃活動、花いっぱい活動、その他美化運動に努め、その功績が顕著で他の模範となる個人又は団体で、次のいずれかに該当するもの。ただし、その活動が現に5年以上継続しているもの。

(1) 美化運動の指導啓発、広報活動に努め美化思想高揚に顕著な功績をあげた者

(2) 公共施設、空地等の清掃活動に顕著な功績をあげた者

(3) 公共施設、空地等の花いっぱい活動に努め顕著な功績をあげた者

(4) その他美化運動の推進に努め、その功績が広く市民の模範となる者

### (被表彰者の推薦)

第4条 被表彰者の推薦は、綾瀬市美化運動推進協議会規約第2条に掲げる団体が推薦する。ただし、綾瀬市美化運動推進協議会長が認めた場合は、この限りでない。

### (表彰の決定)

第5条 被表彰者の決定は、綾瀬市美化運動推進協議会規約第6条の会議で決定する。

### 附 則

この要綱は、平成5年4月28日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成9年4月28日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成12年4月27日から施行する。